

令和3年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 地域日本語教育実践プログラムの採択について

1. 事業の概要

別紙1のとおり

2. 予算額

40,824千円

3. 採択件数等

(1) 地域日本語教育実践プログラム(A)

- ・採択件数 4件
- ・採択団体 別紙2のとおり

(2) 地域日本語教育実践プログラム(B)

- ・採択件数 4件
- ・採択団体 別紙3のとおり

(2) 地域日本語教育実践プログラム(C)

- ・採択件数 8件
- ・採択団体 別紙4のとおり

4. 審査

外部有識者による「生活者としての外国人」のための日本語教育事業企画・
評価会議の審査を経て、文化庁長官が決定。(委員名簿は別紙5)

<担当> 文化庁国語課
地域日本語教育推進室
日本語教育推進係
電話：03-5253-4111(代表)
(内線4845)

令和3年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 地域日本語教育実践プログラムの概要

1. 本事業の目的

日本国内に定住している外国人等を対象とし、日常生活を営む上で必要となる日本語能力等を習得できるよう、各地域の先進的または広域的な優れた取組を支援するものです。また、これらの取組を通じ地域における日本語教育の拠点が各地に整備され、日本語教育の推進が図られることを目的とします。

2. 事業内容

(1) 地域日本語教育実践プログラム（A）

「生活者としての外国人」に対する①日本語教育の実施、②日本語教育を行う人材の養成・研修の実施、③日本語教育のための学習教材の作成の全てを組み合わせて実施する優れた取組を支援します。

実施に当たっては、文化審議会国語分科会で取りまとめた「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について等（※）を活用することとしています。

(2) 地域日本語教育実践プログラム（B）

地域の創意に基づき、多様な機関等との連携・協力を図り、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の体制整備を推進する、①関係機関等の連携・協力を推進する検討体制の整備、②多様な機関等との連携・協力に基づく日本語教育の実施、③取組の成果の発信及び住民の日本語教育への理解の促進、④その他、これらに類するものの中から複数を組み合わせ（取組のいずれか一つ以上に必ず日本語教育の実施を含む）実施する優れた取組を支援します。

(3) 地域日本語教育実践プログラム（C）

地域における日本語教育で共通する特定のニーズや課題解決のための先進的な取組（ICTを活用した先進的な日本語教育の取組や地域で生活する外国人の特定のニーズに応じた日本語教育の取組等）に対する支援を行います。①企画・評価・運営委員会（以下運営等委員会）の設置、②「生活者としての外国人」に対する日本語教育に共通する特定のニーズに応じた日本語教育の実施もしくは先進的な日本語教育（30時間以上）の実施、③取組の成果の発信や普及及び住民の日本語教育への理解の促進、は必須の取組です。

3. 支援対象

本事業の対象となるのは、次の（1）から（3）のいずれかの要件を満たす団体です。

- (1) 都道府県又は市区町村（それぞれ教育委員会を含む。都道府県・政令指定都市は新規応募不可。）
- (2) 法人格を有する団体
- (3) 法人格を有しないが、次の①から④の要件を全て満たしている団体
 - ① 定款又は寄附行為に類する規約等を有すること。
 - ② 団体の意思を決定し、執行し、代表する組織を有すること。
 - ③ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。

- ④ 団体の活動の本拠としての事務所を有すること。
- ⑤ 団体の収支を記録した会計帳簿を作成していること。

※ 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について等とは、文化審議会国語分科会で取りまとめた以下のものをいいます。

- ① 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について
- ② 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 活用のためのガイドブック
- ③ 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 教材例集
- ④ 「生活者としての外国人」に対する日本語教育における日本語能力評価について
- ⑤ 「生活者としての外国人」に対する日本語教育における指導力評価について

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 (地域日本語教育実践プログラム)

(前年度予算額 46百万円)
令和3年度予算額 44百万円

【課題】 地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要がある。

【目的】 日本国内に定住している外国人等を対象とし、日常生活を営む上で必要となる日本語能力等を習得できるよう、NPO法人や公益法人等が行う日本語教育の教育上の課題や、都道府県域を越えた広域的な課題等を解決するための先進的な取組を支援する。

《令和2年度委託実績》

- 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年7月、外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議で改訂）
- 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月、閣議決定）
- 成長戦略フォローアップ（令和2年7月、閣議決定）

- ・採択件数：プログラム（A）11件，（B）9件
- ・受託団体：NPO法人，公益法人，大学等
- ・採択金額：約220万円/件

プログラム A

※新規応募不可（継続団体のみ）

日本での生活に必要な日本語を習得

「標準的なカリキュラム案」等の活用による取組

「生活者としての外国人」に対する標準的なカリキュラム案等を活用し、地域の実情・外国人の状況に応じた以下の取組に対する支援を行う。

○日本語教育の実施 ○人材の育成 ○教材の作成

文化審議会国語分科会が取りまとめた報告・成果物の普及



プログラム B

※新規応募不可（継続団体のみ）

外国人の円滑な社会生活の促進

地域資源の活用・連携による総合的取組

地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組等に対する支援を行う。

(取組例) 防災や地域行事と連携した日本語教育の取組 等

プログラム C

特定のニーズに対応する日本語教育の推進

地域における日本語教育で共通する特定のニーズや課題解決のための先進的な取組

ICTを活用した先進的な日本語教育の取組や地域で生活する外国人の特定のニーズに応じた日本語教育の取組等に対する支援を行う。

(想定される取組例)

- ・ICTを活用した物理的制約のある外国人に対する日本語教育の取組
例：山間部や豪雪地帯などに居住する外国人に対し、ZOOM等を利用した効果的な日本語教育を行う取組への支援
- ・就労等の事情により時間的制約のある外国人に対する日本語教育の取組
例：企業等と協力し、就労後に学べるよう夜間に教室を開講するなど日本語学習に課題を抱える外国人に対する日本語教育を行う取組への支援

※令和3年度以降プログラムA及びBの新規募集停止により令和4年度未だ完全統合予定

統合

先進的な取組の支援を通じて、外国人の日本での生活に必要な日本語習得、円滑な社会生活の促進、さらに特定のニーズに対応する日本語教育の推進を図る

令和3年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業
【地域日本語教育実践プログラム(A)】採択団体

No.	都道府県	機関名	代表者職名	代表者氏名	採択額 (千円)
1	埼玉県	地球っ子クラブ2000	代表	高柳 なな枝	2,054
2	岐阜県	特定非営利活動法人 可児市国際交流協会	理事長	渡邊 孝夫	2,700
3	静岡県	特定非営利活動法人 フィリピンナガイサ	理事長	中村 グレイス	2,699
4	東京都	学校法人聖心女子学院	学長	高祖 敏明	2,060

※千円未満切捨て

令和3年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業
【地域日本語教育実践プログラム(B)】採択団体

No.	都道府県	機関名	代表者職名	代表者氏名	採択額 (千円)
1	東京都	学校法人学習院	院長	耀 英一	2,998
2	東京都	社会福祉法人 さぼうとにじゅういち	理事長	吹浦 忠正	2,847
3	静岡県	静岡県ベトナム人協会	会長	山田 明	2,036
4	岐阜県	公益財団法人大垣国際交流協会	理事長	日比 利雄	2,240

※千円未満切捨て

令和3年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業
【地域日本語教育実践プログラム(c)】採択団体

No.	都道府県	機関名	代表者職名	代表者氏名	採択額 (千円)
1	東京都	VILLA EDUCATION CENTER	代表理事	松尾 慎	2,192
2	愛知県	特定非営利活動法人 多文化共生リソースセンター東海	代表理事	土井佳彦	3,325
3	大阪府	一般財団法人 ダイバーシティ研究所	代表理事	田村 太郎	3,299
4	東京都	特定非営利活動法人 国際活動市民中心	代表理事	黒澤 玉夫	2,371
5	東京都	特定非営利活動法人PEACE	理事長	マリップ・センブ	3,105
6	静岡県	一般社団法人磐田国際交流協会	会長	川原 利彦	3,117
7	大阪府	識字・日本語センター	会長	森 実	1,265
8	京都府	京丹後市国際交流協会	会長	藤村 益弘	926

※千円未満切捨て

令和2年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

企画・評価会議 委員名簿

(敬称略・五十音順)

いわ た かず なり
岩 田 一 成 聖心女子大学准教授

おお いずみ たか ひろ
大 泉 貴 広 公益財団法人宮城県国際化協会総括マネージャー

くり また ゆ り こ
栗 又 由 利 子 株式会社きぼう国際外語学院教務主任

しん や ま き こ
新 矢 麻 紀 子 大阪産業大学教授

なか がわ ゆう じ
中 川 祐 治 国立大学法人福島大学准教授

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業委託実施要項

平成20年4月21日
文化庁次長決定
平成21年2月27日
平成24年4月17日
平成27年12月8日
平成28年2月5日
平成29年12月12日
令和3年1月26日
一部改正

1 趣旨

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業のうち、委託業務については、本要項の定めるところにより実施する。

2 委託業務の内容

文化庁は、以下の業務を委託して実施する。

(1) 地域日本語教育実践プログラム（A）

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の実施、その実施のために必要な指導者等の人材の育成及び教材作成業務。

(2) 地域日本語教育実践プログラム（B）

多様な機関等との連携・協力を図り、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の体制整備を推進する業務。

(3) 地域日本語教育実践プログラム（C）

地域における「生活者としての外国人」に対する日本語教育で共通する特定のニーズや課題解決のための先進的な取組を推進する業務。

3 業務の委託先

文化庁は、上記1の目的を実現するため、以下の団体（以下「実施団体」という。）に業務を委託する。

(1) 都道府県及び市区町村（それぞれ教育委員会を含む。）【地域日本語教育実践プログラム（C）を除く】

(2) 法人格を有する団体

(3) 法人格を有しないが、次に掲げる要件の全てを満たしている団体

ア 定款又は寄付行為に類する規約等を有すること。

イ 団体の意思を決定し、執行し、代表する組織を有すること。

ウ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。

エ 団体の活動の本拠としての事務所を有すること。

オ 団体の収支を記録した会計帳簿を作成していること。

4 応募制限期間等

本事業については、以下の応募制限期間等を設ける。

- (1) 虚偽の申請や報告による委託費の不正な受給, 委託費の他の事業・用途への流用, 私的流用: 応募制限期間 4～5 年
- (2) 調査に応じない, 調査に必要な書類の提出に応じない, その他文化庁の調査を妨害したと認められる場合: 応募制限期間 2～3 年
- (3) 社会への影響が小さく, 行為の悪質性も少ないと判断されるもの: 応募制限期間 1 年
- (4) 上記 (1) において, 社会への影響が小さく, 行為の悪質性も低いと判断され, かつ不正使用額が少額な場合は応募制限を科さず, 嚴重注意を通知する。
- (5) 本事業以外の文化庁及び他機関が行う支援事業において不正行為等を行ったことが判明した場合は, 上記 (1) から (4) に準じて取り扱う。

5 委託期間

委託期間は, 委託を受けた日から委託を受けた日の属する年度終了の日又は業務が完了した日のいずれか早い日までとする。

6 委託手続

- (1) 実施団体が業務の委託を受けようとするときは, 業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は, 上記 (1) により提出された業務計画書等の内容を検討し, 内容が適切であると認めた場合, 実施団体に対し業務を委託する。

7 委託費

- (1) 上記 2 については, 予算の範囲内で業務に要する経費(「事業費, (諸謝金, 旅費, 借損料, 消耗品費, 会議費, 通信運搬費, 保険料, 雑役務費, 消費税相当額)」, 「一般管理費」, 「再委託費」)を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は, 実施団体が契約の定め違反したとき, 実施に当たり不正もしくは不当な行為をしたとき, 又は業務の遂行が困難であると認めたときは, 契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

8 業務完了(廃止)の報告

実施団体は, 業務が完了したとき(契約を解除したときを含む。)は, 委託業務完了(廃止)報告書を作成し, 完了(廃止)した日から 30 日を経過した日, 又は委託を受けた日の属する年度終了の日のいずれか早い日までに, 文化庁に提出しなければならない。

9 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は, 上記 8 により提出された委託業務完了(廃止)報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い, その内容が適正であると認めたときは, 委託費の額を確定し, 実施団体へ通知するものとする。

- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10 その他

- (1) 文化庁は、実施団体における業務の実施が当該目的に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、業務の実施に当たり、実施団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、業務の実施状況や経理処理状況について、調査及び現地調査を行うことができる。
- (4) 実施団体は、業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか、業務の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業実施要綱

平成24年4月17日
文化庁長官決定
平成28年1月21日
一部改正
平成30年5月31日
一部改正
令和3年1月26日
一部改正

(目的)

第1 本事業は、日本国内に定住している外国人等を対象とし、日常生活を営む上で必要となる日本語能力を習得できるよう、地域における日本語教育に関する優れた取組の支援を実施することにより、日本語教育の推進を図ることを目的とする。

(事業区分と業務内容)

第2 本事業は、次の各号に掲げる事業区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務を行うものとする。

一 地域日本語教育実践プログラム（A）

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の実施，その実施のために必要な指導者等の人材の育成及び教材作成業務。

二 地域日本語教育実践プログラム（B）

多様な機関等との連携・協力を図り、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の体制整備を推進する業務。

三 地域日本語教育実践プログラム（C）

地域における「生活者としての外国人」に対する日本語教育で共通する特定のニーズや課題解決のための先進的な取組を推進する業務。

(実施方法)

第3 本事業は、それぞれ当該各号に定める方法により実施するものとする。

地域日本語教育実践プログラム（A），（B），（C）

- ① 文化庁は、当該事業を実施する団体を公募するものとする。
- ② 当該事業の実施を希望する団体は、別に定める企画書等応募書類（以下「応募書類等」という。）を文化庁に提出するものとする。
- ③ 文化庁長官は、提出された応募書類のうちから、本事業としてふさわしいものを選考，決定し，事業を委託する。
- ④ 文化庁長官は，企画の選考，決定に当たっては，別に定める学識経験者等から構成される「生活者としての外国人」のための日本語教育事業企画・評価会議に諮って行

うものとする。

(実施の期間)

第4 本事業の実施期間は、当該年度の範囲で別に定める。

(経費の負担)

第5 文化庁は、本事業の実施に当たり、予算の範囲内で必要な経費の全部又は一部を負担するものとする。

(事業の変更等)

第6 第2の第1号から第3号に定める事業区分に係る事業決定後に、事業の内容に変更が生じた場合には、実施団体は、変更内容及び変更理由等を速やかに文化庁に届け出なければならない。

2 第2の第1号から第3号に定める事業区分に係る事業決定後に、やむを得ず本事業を取りやめる必要が生じた場合には、実施団体は、理由等を速やかに文化庁に届け出なければならない。

(事業の報告)

第7 第2の第1号から第3号に定める事業区分に係る事業の実施団体は、事業完了後に実施報告書を文化庁に提出するものとする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、文化庁次長が別に定める。